

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの学生にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1. いじめとは

○いじめの定義を理解する

[いじめ防止対策推進法]

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《参考》

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの学生が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えて

しまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1. 学生たちや学級の様子を知るためには

①教職員の気付きが基本

学生たちや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子たちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

②実態把握の方法

学生たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な防止計画を立てることが必要である。そのためには、学生たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対する心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や就職、進学、転学に際しては、教職員間や企業と学校、学校間、校種間で適切な引継ぎを行う必要がある。

2. お互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。学生たちは、周りの環境によって大きな影響を受ける。学生たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が学生たちに対して愛情を持ち、配慮を要する学生たちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、学生たちに自己有用感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

①学生たちのまなざしと信頼

学生たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、学生たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員には、学生たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、学生指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しの良い職場の雰囲気が大切です。そのためには、学内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、学生たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自己肯定感・自己有用感を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、学生たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけにより、自己肯定感・自己有用感がより高まり、学生たちは大きく変化するものである。

◎学生に自信をもたせる「とっておきの言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

〈学生生の心に残ることば〉

- ・心配しているから、ゆっくり話を聞かせて。
- ・あなたらしさを大切にしてほしいなあ。
- ・いっしょにピンチを乗り越えようか。
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになってほしいなあ。
- ・〇〇には、あなたが必要なんだ。
- ・大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- ・あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。
- ・約束だよ、信じてるから。

3. 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

①人権教育の充実

「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを学生たちに理解させることが大切である。また、学生たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の活用が有効である。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。学生たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」、「他者を思いやる気持ち」等に触れる経験を通して、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の学生の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

③コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成することが必要である。また、学級活動、学生会活動等でいじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、学生の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが重要である。

④保護者や地域の方への働きかけ

保護者会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。また、いじめの未然防止における家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。さらに、いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが互いに共有できるよう情報窓口や連絡体制の周知を図ることが必要である。

IV PDCA サイクルに基づく取り組みの評価と検証

- (P)・いじめ防止対策委員会にて「いじめ防止対策基本計画」及び「学校いじめ防止プログラム」を策定する。
- (D)・全教職員に「いじめ対策基本計画」及び「学校いじめ防止プログラム」の周知をし本プログラムを実施する。
- (C)・いじめ防止対策委員会を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまく実施できているかなどの検証を行う。(年7回)
 - ・学生アンケートを行い「学校いじめ防止プログラム」が計画通り進んでいるか、成果が出ているかなどの検証を行う。(年3回)
 - ・全教職員にアンケートを行い「いじめ防止対策基本計画」及び「学校いじめ防止プログラム」の検証を行う。(2月)
- (A)・いじめ防止対策委員会にて「いじめ防止対策基本計画」及び「学校いじめ防止プログラム」の見直しを行う。
 - ・必要に応じて教職員研修会を開催する。

V いじめ防止のための年間スケジュール

	実施内容等	目的	場面	対象	主管
定期的	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	教員会議	全教員	校長
			教務委員会	教務委員	教務主事
			厚生補導委員会	厚生補導委員	学生主事
			学寮委員会	学寮委員	寮務主事
			学科会議	全教員	科目長・基幹教育長
			補導委員連絡会	学生主事	青少年教育センター
4	いじめ防止対策基本計画の確認と共通理解	2-②	教員会議 (※※)	教職員	いじめ防止対策委員会

	いじめ防止対策基本計画の周知と意識啓発	2-①	入学式	新入生保護者	いじめ防止対策委員会
			特別活動	全学生	いじめ防止対策委員会
	いじめ防止対策基本計画の公開	3-④	学校ホームページ	保護者等	いじめ防止対策委員会
	ポートフォリオの見直し	2-③	特別活動	2年生以上	キャリアセンター
	新入生オリエンテーション	3-③,2-③	特別活動	1年生	学生主事室
	情報モラル講習	3-①,②	特別活動	1~3年生	学生主事室
	登校指導	2-①	登校時	全学生	学生主事室
	新入生歓迎イベント	3-③,2-③	開校記念日	全学生	学生会
	寮務主事講話	3-①②	集会	寮生	寮務主事室
	新入寮生歓迎会	3-③,2-③	寮	寮生	寮生会
教員の振り返りチェック	1-①	自啓録	教員	校長	
5	学年集会	3-①②	特別活動	3年生	学生主事室
	球技大会	3-③ 2-③	特別活動	全学生	学生会
	個人面談	1-②	放課後	全学生	教務主事室
	こころと体のアンケート調査	1-②	特別活動	全学生	学生相談室
	いじめに関するアンケート調査	1-②	特別活動	全学生	いじめ防止対策委員会
	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	学級担任連絡会(※)	1・2年担任	教務主事室・いじめ防止対策委員会
	中学校訪問	1-②	中学校	中学校教員	広報委員会
	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	特別支援教育部会(※)	教職員	特別支援教育部会・いじめ防止対策委員会
6	学年集会	3-①,②	特別活動	2年生	学生主事室
	ストレスマネジメント講演	2-③	特別活動	1年生	学生相談室
	FD講演	1-①	FD	全教職員	FD委員会
	ポートフォリオの見直し	2-③	特別活動	全学生	キャリアセンター
	いじめ防止週間	3-①②	心を見つめる教育週間	全学生	いじめ防止対策委員会
	いじめ防止講演会	3-①②	特別活動	1~3年生	いじめ防止対策委

					員会
7	個人面談	1-②	放課後	成績不振者	教務主事室
	心理検査	1-②	特別活動	1～3年生	学生相談室
	性教育の講演	3-①,②	特別活動	1年生	学生相談室
	保護者との情報共有	1-②	懇談会	全学年	教務主事室
	授業評価アンケート	2-①	授業	全学生	教務主事室
	いじめに関するアンケート調査	1-②	特別活動	全学生	いじめ防止対策委員会
	後援会総会	3-④		保護者	運営委員会
	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	学級担任連絡会 (※)	3年担任	いじめ防止対策委員会
	納涼祭	3-③ 2-③	寮	寮生	寮生会
8	FD 講演	1-①	FD	全教職員	FD 委員会
	夏季休業中の諸注意	3-①,②	主事講話	全学年	教務・学生主事室
	中学生への実験・実習指導	3-③2-③	一日体験入学	4・5年生	教務主事室
9	保護者との情報共有	1-②	懇談会	1・2年担任	教務主事室
10	体育祭	3-③ 2-③	特別活動	全学生	学生会
	個人面談	1-②	放課後	成績不振者	教務主事室
	保護者との情報共有	1-②	懇談会	3～5年、専攻科	教務主事室
	ポートフォリオの見直し	2-③	特別活動	全学生	キャリアセンター
	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	学級担任連絡会 (※)	4・5年担任	いじめ防止対策委員会
	FD 講演	1-①	FD	全教職員	FD 委員会
	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	特別支援教育部会 (※)	教職員	特別支援教育部会 ・いじめ防止対策委員会
11	文化祭	3-③,2-③	特別活動	全学年	学生主事室
	学年集会	3-①,②	特別活動	1・3年	学生主事室
	こころと体のアンケート調査	1-②	特別活動	全学生	学生相談室
	いじめに関するアンケート調査	1-②	特別活動	全学生	いじめ防止対策委員会

1 2	球技大会	3-③ 2-③	特別活動	全学生	学生会
	学年集会	3-①,②	特別活動	2年	学生主事室
	DV講演会	3-①,②	特別活動	3年	学生相談室
	文化鑑賞会	3-②	特別活動	1～3年	学生主事室
	自殺予防講演会	2-③	懇談会	5年・専2	学生相談室
	FD講演	1-①	FD	全教職員	FD委員会
	授業評価アンケート	2-①	授業	全学生	教務主事室
	個人面談	1-②	放課後	成績不振者	教務主事室
	冬季休業中の諸注意	3-①,②	主事講話	全学年	教務・学生主事室
1	ポートフォリオの見直し	2-③	特別活動	全学生	キャリアセンター
	いじめに関するアンケート調査	1-②	特別活動	全学生	いじめ防止対策委員会
	寮生活アンケート	1-②	寮	全寮生	寮務主事室
	寮祭	3-③,2-③	寮	寮生	寮生会
2	春季休業中の諸注意	3-①,②	主事講話	1～4年	教務・学生主事室
	いじめ防止取組状況の意見徴収		教員会議 (※※)	教職員	いじめ防止対策委員会
	学生の活動の状況等の情報交換	2-②	特別支援教育部会 (※)	教職員	特別支援教育部会 いじめ防止対策委員会
3	いじめ防止対策基本計画の見直し		教員会議 (※※)	教職員	いじめ防止対策委員会

(※)は「いじめ防止対策委員会 (小会議)」、(※※)は「いじめ防止対策委員会」を兼ねる。